

令和4年度

第1回松江市国民健康保険運営協議会

議 案

日 時 令和4年5月26日(木)
午後1時30分から

場 所 松江市役所本館西棟
3階 第二常任委員会室

次 第

- 1 開 会
- 2 部長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 会議公開の確認
- 5 成立宣言
- 6 会議録署名委員の指名
- 7 報 告
 - (1) 令和3年度松江市国民健康保険料の収納状況について …… 1
 - (2) 令和4年度の国民健康保険制度改正について …… 2
- 8 議 題
 - (1) 令和4年度の国民健康保険料の料率について …… 4～11
- 9 その他事務局連絡事項
- 10 閉 会

松江市国民健康保険運営協議会

運営協議会の構成

- (1) 被保険者を代表する委員 6名
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 6名
- (3) 公益を代表する委員 6名
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 3名

(任期 令和元年6月1日～令和4年5月31日)

区 分	氏 名	職 業 (団体等)
被 保 険 者 代 表	佐々木 勉	
	三 谷 英 子	
	犬 山 美 恵 子	
	渡 部 糸 恵	
	作 野 真 理 子	
	青 山 賀 代 子	
保 険 医 又は 保険薬剤師代表	佐 貫 裕	松江市医師会
	野 田 佐 知 子	松江市医師会
	須 山 浩 美	松江市医師会
	吉 川 浩 郎	松江市歯科医師会
	中 畑 明 代	松江市歯科医師会
	秦 浩 司	松江市薬剤師会
公 益 代 表	宮 本 恭 子	島根大学法文学部教授
	尾 野 頼 江	松江商工会議所女性会副会長
	栗 原 令	島根県農業協同組合
	薦 谷 宏	まつえ北商工会事務局長
	熱 田 幹 裕	松江市町内会・自治会連合会
	小 沢 佳 子	松江市連合婦人会副会長
被用者保険等保険者代表	伊 藤 賢 宏	全国健康保険協会島根支部
	乙 社 修 司	健康保険組合連合会島根連合会
	永 井 巖	警察共済組合島根県支部

(1) 令和3年度 松江市国民健康保険料の収納状況について

① 令和4年3月末の収納状況

区分	調定額	収納額	収納率	(前年同期)	比較増減
現年分	3,460,003,560 円	3,050,613,740 円	88.17%	(88.01%)	0.16 ポイント
滞納繰越分	479,374,567 円	129,340,146 円	26.98%	(31.53%)	-4.55 ポイント

② 収納率の推移

区分	H29 年度	H30 年度	H 元年度	R2 年度	R3 年度
現年分 (3 月末)	(87.22%)	(87.19%)	(87.44%)	(88.01%)	(88.17%)
現年分 (5 月末)	95.01%	95.06%	94.98%	95.59%	—
滞納繰越分	25.79%	27.13%	29.87%	31.53%	26.98%

③ 差押件数等の推移

区分	H29 年度	H30 年度	H 元年度	R2 年度	R3 年度
件数	207 件	144 件	194 件	222 件	152 件
充当額	14,384,063 円	5,822,232 円	10,696,391 円	7,511,590 円	7,276,798 円

(2) 令和4年度の国民健康保険制度改正について

①国民健康保険料の賦課限度額について

(ア) 改正要旨

国民健康保険法施行令の改正により、国民健康保険料の賦課限度額が見直されることに伴い、松江市国民健康保険においても同様の改正を行うもの。

(イ) 改正内容

国民健康保険料の賦課限度額を引き上げるもの。

保険料負担の公平性の確保及び中低所得層の保険料負担の軽減を図ることを目的として、国民健康保険料の基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額(年額)を引き上げる。

	改正前	改正後	増減
基礎賦課限度額	63 万円	65 万円	+2 万円
後期高齢者支援金等賦課限度額	19 万円	20 万円	+1 万円
介護納付金賦課限度額 (40 歳以上 65 歳未満)	17 万円	17 万円	増減なし
合計 (介護納付金賦課非該当の場合)	99 万円 (82 万円)	102 万円 (85 万円)	+3 万円 (+3 万円)

②新型コロナウイルス感染症に関する対応

令和4年度の減免等の取り扱いについて

(ア) 保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免(全額免除又は一部減額)を行う。

対象保険料：令和4年6月1日から令和5年3月31日までの間に納期限がある保険料

(イ) 保険料の徴収猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険料の納付が困難な世帯に対して、納付を猶予(納期限から1年以内の期間)する。

対象保険料：令和4年6月1日から令和5年3月31日までの間に納期限がある保険料

(ウ) 傷病手当金

国保被保険者のうち被用者が、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われ、その療養のために会社等を休み、給与等が受けられない場合に傷病手当金を支給する。

支給対象期間：

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日が、令和2年1月1日～令和4年6月30日の間で、労務に服することができない期間(最長1年6か月間)

令和3年度の減免等の実績について

(ア) 保険料の減免

対象保険料：令和3年6月1日から令和4年3月31日までの間に納期限がある保険料

【実績（令和4年3月末時点）】 減免件数 205 件 減免金額 34,161 千円

(イ) 保険料の徴収猶予

対象保険料：令和3年6月1日から令和4年3月31日までの間に納期限がある保険料

【実績（令和4年3月末時点）】 猶予件数 0 件

(ウ) 傷病手当金

支給対象期間：

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日が、令和2年1月1日～令和4年6月30日の間で、労務に服することができない期間（最長1年6か月間）

【実績（令和4年3月末時点）】 支給件数 6 件 支給金額 271 千円

(1) 令和4年度松江市国民健康保険料の料率について

議題(1)

ア. 令和4年度国民健康保険料率

(ア) 保険料率

	賦課割合	年度	医療分	後期高齢者支援金分	介護分(40歳~64歳)
所得割(率)	50%	R4	7.83%	2.83%	2.66%
		R3	7.88%	2.82%	2.27%
		前年度比	▲0.05%	0.01%	0.39%
均等割(円)	35%	R4	27,180円	9,840円	10,140円
		R3	27,600円	9,720円	9,240円
		前年度比	▲420円	120円	900円
平等割(円)	15%	R4	18,960円	6,600円	5,160円
		R3	18,960円	6,600円	4,440円
		前年度比	0円	0円	720円
賦課限度額		R4	650,000円	200,000円	170,000円
		R3	630,000円	190,000円	170,000円
		前年度比	20,000円	10,000円	0円

(イ) 保険料率の算定方法

県が示した国保事業費納付金(約45.5億円)及び松江市の保健事業の経費等を加えて算出した一人あたりの保険料額(93,180円)をもとに保険料率を算定。

① 令和4年度事業費納付金 45.5億円

医療分 32.2億円・後期高齢者支援金分 10.2億円・介護納付金分 3.1億円

② 令和4年度一人あたり保険料調定額

医療分	後期高齢者支援金分	介護分
67,849円 (69,992円)	25,331円 (24,268円)	27,006円 (24,125円)
93,180円 (94,260円)		

※ () 内は、令和3年度の金額

イ. 保険料計算式

保険料 = 医療分保険料 + 後期高齢者支援金分保険料 + 介護分保険料

(令和3年度)

● 医療分保険料 (加入全世帯)

所得割 = (令和2年中の総所得金額等 - 基礎控除額 43 万円) × 7.88%

均等割 = 加入者数 × 27,600 円

平等割 = 1 世帯あたり 18,960 円 (特定世帯(注1)は9,480円、特定継続世帯(注2)は14,220円)

《限度額 63 万円/年》

● 後期高齢者支援金分保険料 (加入全世帯)

所得割 = (令和2年中の総所得金額等 - 基礎控除額 43 万円) × 2.82%

均等割 = 加入者数 × 9,720 円

平等割 = 1 世帯あたり 6,600 円 (特定世帯は3,300円、特定継続世帯は4,950円)

《限度額 19 万円/年》

● 介護分保険料 (40歳以上65歳未満の加入者がいる世帯)

所得割 = (令和2年中の総所得金額等 - 基礎控除額 43 万円) × 2.27%

均等割 = 40歳以上65歳未満の加入者数 × 9,240 円

平等割 = 1 世帯あたり 4,440 円

《限度額 17 万円/年》

(令和4年度)

● 医療分保険料 (加入全世帯)

所得割 = (令和3年中の総所得金額等 - 基礎控除額 43 万円) × 7.83%

均等割 = 加入者数 × 27,180 円

平等割 = 1 世帯あたり 18,960 円 (特定世帯は9,480円、特定継続世帯は14,220円)

《限度額 65 万円/年》

● 後期高齢者支援金分保険料 (加入全世帯)

所得割 = (令和3年中の総所得金額等 - 基礎控除額 43 万円) × 2.83%

均等割 = 加入者数 × 9,840 円

平等割 = 1 世帯あたり 6,600 円 (特定世帯は3,300円、特定継続世帯は4,950円)

《限度額 20 万円/年》

● 介護分保険料 (40歳以上65歳未満の加入者がいる世帯)

所得割 = (令和3年中の総所得金額等 - 基礎控除額 43 万円) × 2.66%

均等割 = 40歳以上65歳未満の加入者数 × 10,140 円

平等割 = 1 世帯あたり 5,160 円

《限度額 17 万円/年》

(注1) 特定世帯……同じ世帯の国保加入者が後期高齢者医療制度へ移行したことに
より、単身となる世帯(平等割半額軽減世帯)

(注2) 特定継続世帯……特定世帯が終了する年度の翌年度から3年間該当
(平等割1/4軽減世帯)

ウ. 国民健康保険料軽減基準所得

被保険者と世帯主（国保未加入者含む）の前年中の総所得金額を下記の区分に当てはめて軽減を判定する。

ただし、65歳以上の方で年金所得がある場合、その所得から15万円を控除します。

また、「一定の給与所得者等」（※）が2人以上いる世帯は10万円×（給与所得者等の数－1）を軽減判定所得に加える。

※「一定の給与所得者等」とは、一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等に係る所得を有する者（公的年金等の収入金額60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上））

令和4年度

世帯主を含む国保加入者の令和3年中所得の合算額	軽減割合
43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下	7割軽減
$\frac{（国保加入者数） \times 28万5千円 + 43万円}{+ 10万円 \times （給与所得者等の数 - 1）}$ 以下	5割軽減
$\frac{（国保加入者数） \times 52万円 + 43万円}{+ 10万円 \times （給与所得者等の数 - 1）}$ 以下	2割軽減

被保険者数	軽減判定所得（給与所得者等が1人以下の場合）		
	7割軽減	5割軽減	2割軽減
1	430,000	715,000	950,000
2	430,000	1,000,000	1,470,000
3	430,000	1,285,000	1,990,000
4	430,000	1,570,000	2,510,000
5	430,000	1,855,000	3,030,000
6	430,000	2,140,000	3,550,000

被保険者数	軽減判定所得（給与所得者等が2人の場合）		
	7割軽減	5割軽減	2割軽減
1	530,000	815,000	1,050,000
2	530,000	1,100,000	1,570,000
3	530,000	1,385,000	2,090,000
4	530,000	1,670,000	2,610,000
5	530,000	1,955,000	3,130,000
6	530,000	2,240,000	3,650,000

※未就学児に係る国民健康保険料の減額措置

令和4年4月1日から未就学児の均等割額の軽減措置を行います。子育て世帯への経済的負担の軽減の観点から、未就学児がいる世帯に対して、未就学児の均等割額の2分の1を軽減します。

7割・5割・2割軽減が適用されている場合は、軽減後の均等割額の2分の1を軽減します。

エ. 参考資料

※給与所得者等の人数は一世帯1人とする

(ア) 所得及び世帯構成区分別の保険料比較 (医療分保険料+後期高齢者支援分保険料)

(単位: 円)

所得額区分 世帯人数			1 人		2 人		3 人		4 人		5 人	
			保険料の額	引き上げ率	保険料の額	引き上げ率	保険料の額	引き上げ率	保険料の額	引き上げ率	保険料の額	引き上げ率
①	0円 (55万円以下)	R4年度	18,770	-0.42%	29,870	-0.60%	40,980	-0.63%	52,080	-0.69%	63,190	-0.71%
		R3年度	18,850		30,050		41,240		52,440		63,640	
②	80万円 (135万円)	R4年度	89,500	-0.43%	89,240	-0.49%	107,750	-0.54%	126,260	-0.58%	144,770	-0.61%
		R3年度	89,890		89,680		108,340		127,000		145,660	
③	100万円 (155万円)	R4年度	123,340	-0.42%	110,560	-0.47%	129,070	-0.52%	147,580	-0.55%	166,090	-0.58%
		R3年度	123,860		111,080		129,740		148,400		167,060	
④	200万円 (298万円)	R4年度	229,940	-0.40%	266,960	-0.45%	303,980	-0.50%	306,260	-0.52%	335,880	-0.54%
		R3年度	230,860		268,180		305,500		307,850		337,710	
⑤	300万円 (430万円)	R4年度	336,540	-0.39%	373,560	-0.43%	410,580	-0.47%	447,600	-0.49%	442,480	-0.50%
		R3年度	337,860		375,180		412,500		449,820		444,710	
⑥	500万円 (678万円)	R4年度	549,740	-0.38%	586,760	-0.41%	623,780	-0.43%	660,800	-0.45%	697,820	-0.47%
		R3年度	551,860		589,180		626,500		663,820		701,140	
⑦	700万円 (895万円)	R4年度	760,570	0.84%	787,750	0.75%	814,930	0.67%	842,110	2.70%	<u>850,000</u>	3.66%
		R3年度	754,270		781,870		809,470		<u>820,000</u>		<u>820,000</u>	
⑧	1,000万円 (1,195万円)	R4年度	<u>850,000</u>	3.66%	<u>850,000</u>	3.66%	<u>850,000</u>	3.66%	<u>850,000</u>	3.66%	<u>850,000</u>	3.66%
		R3年度	<u>820,000</u>		<u>820,000</u>		<u>820,000</u>		<u>820,000</u>		<u>820,000</u>	

注) 所得額区分欄の上段は所得、下段の () 内は給与収入の場合

820,000 . . . R3の限度額

850,000 . . . R4の限度額

(イ) モデル世帯の保険料比較

世帯構成			令和3年度		令和4年度	
			医療＋後期高齢者支援金	医療＋後期高齢者支援金＋介護（40歳～65歳未満）	医療＋後期高齢者支援金	医療＋後期高齢者支援金＋介護（40歳～65歳未満）
①	65歳以上	1人世帯 年金収入153万円（所得43万円）以下	18,850円		18,770円 （80円減）	
②		1人世帯 給与収入151万円（所得96万円）	119,580円		119,060円 （520円減）	
③		夫婦2人世帯 夫 年金収入270万円（所得160万円） 妻 年金収入78万円（所得0円）	205,340円		204,390円 （950円減）	
④	65歳未満	1人世帯 給与収入98万円（所得43万円）以下	18,850円	22,950円	18,770円 （80円減）	23,360円 （410円増）
⑤		1人世帯 事業所得122万円 （給与収入の場合186万円）	147,400円	179,010円	146,780円 （620円減）	183,090円 （4,080円増）
⑥		2人世帯 給与収入98万円（所得43万円）以下	30,050円	36,920円	29,870円 （180円減）	37,500円 （580円増）
⑦		4人世帯（夫婦2人、子供2人） 給与収入400万円（所得276万円）	424,140円	499,950円	422,000円 （2,140円減）	509,410円 （9,460円増）

※緑色部分は7割軽減
※青色部分は2割軽減

【参考】

保険料限度額（医療＋後期高齢者支援金）	820,000円	850,000円
限度額に到達する給与所得 （2人世帯の場合）	所得 7,483,808円 （収入 9,433,808円）	所得 7,795,007円 （収入 9,883,341円）

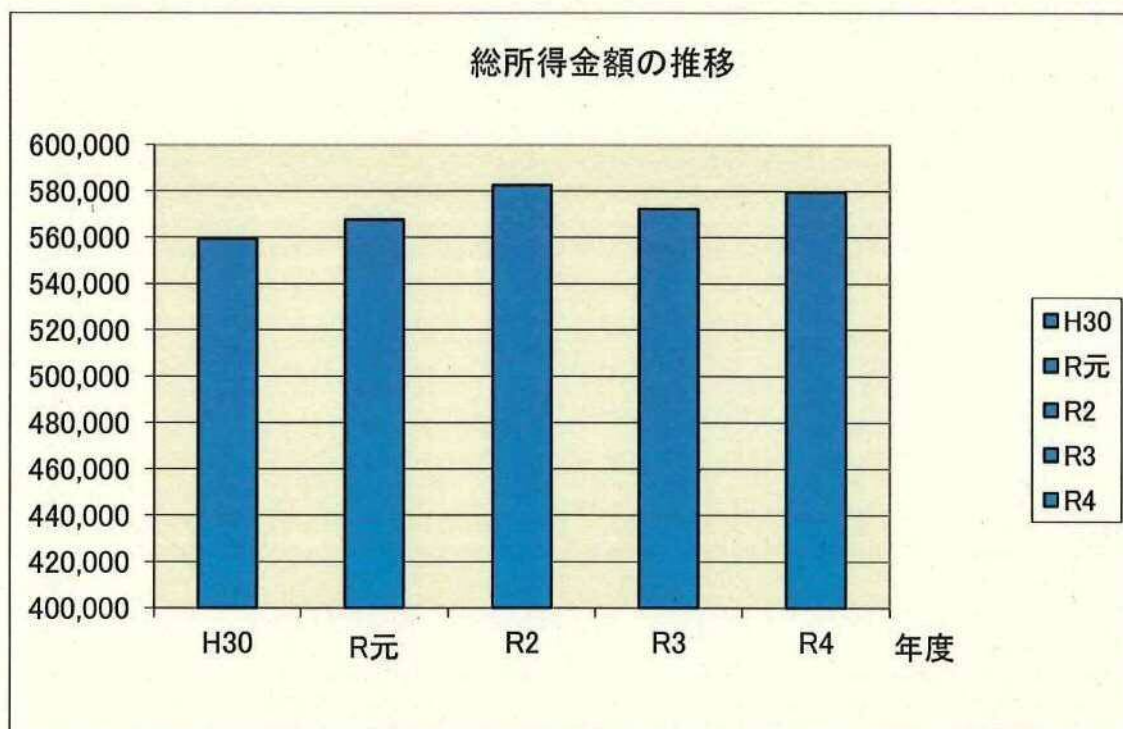
※上記の所得を超える世帯は、限度額以上の保険料はかかりません。

(ウ) 被保険者1人当りの所得額の推移

(賦課期日:4月1日における基礎控除後の総所得金額)

(単位:円)

	H30	R元	R2	R3	R4	差引き (R4-R3)
被保険者計	559,382	567,580	582,432	572,195	579,388	7,193
対前年比	-0.06%	1.47%	2.62%	-1.76%	1.26%	



(エ) 医療分保険料の軽減等の内訳

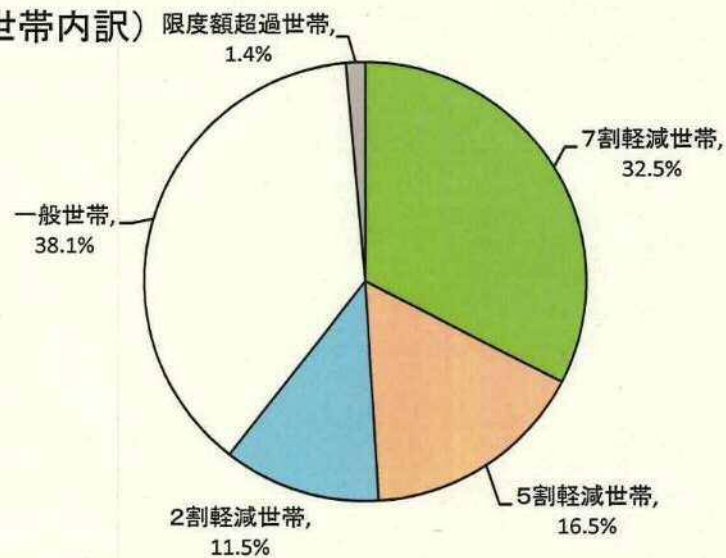
令和3年度（本算定時）

内 訳	世 帯		被保険者	
	世帯数	割合	人数	割合
7割軽減世帯	7,531	32.5%	9,400	27.4%
5割軽減世帯	3,825	16.5%	6,297	18.4%
2割軽減世帯	2,668	11.5%	4,478	13.1%
小計	14,024	60.5%	20,175	58.9%
一般世帯	8,791	38.1%	14,132	41.2%
限度額超過世帯	331	1.4%		
計	23,146	100.0%	34,307	100.0%

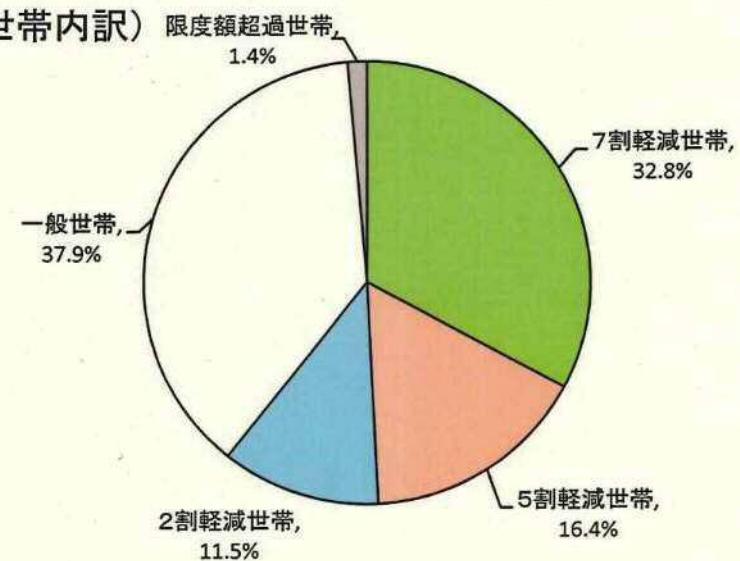
令和4年度（見込み）

内 訳	世 帯		被保険者	
	世帯数	割合	人数	割合
7割軽減世帯	7,658	32.8%	9,504	27.9%
5割軽減世帯	3,829	16.4%	6,268	18.4%
2割軽減世帯	2,685	11.5%	4,428	13.0%
小計	14,172	60.7%	20,200	59.3%
一般世帯	8,858	37.9%	13,863	40.7%
限度額超過世帯	319	1.4%		
計	23,349	100.0%	34,063	100.0%

(世帯内訳)



(世帯内訳)



(オ) 近年の保険料率の推移

年度		H30	R1	R2	R3	R4
医療分	所得割 %	7.86	7.99	7.96	7.88	7.83
	(対前年度比 %)	-1.11	0.13	-0.03	-0.08	-0.05
	被保険者均等割 円	27,900	27,800	27,800	27,600	27,180
	(対前年度比 円)	-2,280	-100	0	-200	-420
	世帯別平等割 円	19,080	19,260	19,260	18,960	18,960
	(対前年度比 円)	-2,100	180	0	-300	0
	一人当たり調定額 円	68,777	71,434	71,508	69,992	67,849
	(対前年度比 円)	-7,623	2,657	74	-1,516	-2,143
後期高齢者支援金分	所得割 %	2.95	2.92	2.89	2.82	2.83
	(対前年度比 %)	0.53	-0.03	-0.03	-0.07	0.01
	被保険者均等割 円	10,260	10,020	10,020	9,720	9,840
	(対前年度比 円)	1,740	-240	0	-300	120
	世帯別平等割 円	6,960	7,020	7,020	6,600	6,600
	(対前年度比 円)	1,020	60	0	-420	0
	一人当たり調定額 円	26,734	24,077	24,003	24,268	25,331
	(対前年度比 円)	5,214	-2,657	-74	265	1,063
介護分	所得割 %	2.72	2.62	2.66	2.27	2.66
	(対前年度比 %)	0.57	-0.10	0.04	-0.39	0.39
	被保険者均等割 円	11,460	11,100	11,580	9,240	10,140
	(対前年度比 円)	2,100	-360	480	-2,340	900
	世帯別平等割 円	5,580	5,460	5,640	4,440	5,160
	(対前年度比 円)	840	-120	180	-1,200	720
	一人当たり調定額 円	28,865	27,532	28,906	24,125	27,006
	(対前年度比 円)	4,595	-1,333	1,374	-4,781	2,881
賦課期日世帯数		24,508	23,898	23,519	23,553	23,349
賦課期日被保数		37,251	35,765	34,858	34,793	34,063

※一人当たりの調定額は料率算定時の金額

(医療分+後期高齢者支援金分)

H30	R1	R2	R3	R4
10.81	10.91	10.85	10.70	10.66
-0.58	0.10	-0.06	-0.15	-0.04
38,160	37,820	37,820	37,320	37,020
-540	-340	0	-500	-300
26,040	26,280	26,280	25,560	25,560
-1,080	240	0	-720	0
95,511	95,511	95,511	94,260	93,180
-2,409	0	0	-1,251	-1,080

松江市国民健康保険運営協議会事務局

松江市健康福祉部保険年金課